

本会議から付託された議案6件及び請願1件を審査するため、平成27年12月11日に総務生活委員会を開催しました。

## 議案第69号 総社市総合計画基本構想の策定について

### ～内容～

平成37年度を目標年次とする総社市総合計画基本構想を策定しようとするもの。

### ～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

### ～質疑～

**問：毎年の評価検証はどのように行っていくのか。**

答：今回の計画では、基本構想の中でも毎年度の見直しをうたっている。年度始めにアンケート調査を行い、年度中盤の決算時期に事業の検証をして、8月後半頃から審議会や議会に説明する。

**問：中心市街地の空洞化対策と移住者のための空き家はどうか。**

答：周辺地域の活性化と同時に市内中心部の空洞化対策を進めていく。また、新規就農者の空き家への移住者が増えており、ニーズを把握し、計画を立てていきたい。

**問：中小企業へのサポートが重要になってくる。どのように指導、支援していくのか。**

答：現場の声と、市でできることをマッチングしていくことが重要だ。色々な政策を組み合わせ、地場産業の発展を支援したい。

## 議案第70号 総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

### ～内容～

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めようとするもの。

### ～結果～

次のような審査のあと、反対討論があったので起立採決の結果、起立多数で**原案を可決**すべきであると決定。

### ～質疑～

問：個人番号制度に関する不審電話があると聞く。本市での状況はどうか。

答：本市でも消費生活相談に、何件かの連絡があった。岡山県とも協力しながら対策を進めている。また、高齢者の集まりなどで出前講座を行っている。

## 議案第 71 号 総社市税条例等の一部改正について

### ～内容～

地方税法の改正により、国税における改正を踏まえた地方税の猶予制度の見直しに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの。

### ～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

### ～質疑～

問：税条例改正の際には、次の算定時に十分な点検をされたいがどうか。

答：条例改正後の税算定に際しては、システム業者を含め、複数人での点検を徹底する。

## 議案第 72 号 総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

### ～内容～

多文化共生推進員の報酬月額を新たに定めるため、関係条文の整備を行おうとするもの。

### ～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

### ～質疑～

問：条例改正により報酬や身分に変化があるのか。

答：報酬・身分に変化があるものではない。条例に多文化共生推進員の項を新たに設け、報酬の上限を定めるものである。

問：多文化共生推進員は 1 人で足りるのか。

答：外国人からの相談件数が増加し、言語は多様化している。今後、増員も考えないといけない。

## 議案第 73 号 総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

### ～内容～

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、住民基本台帳カードの発行が終了し、以後、同カードが個人番号カードとみなされるため、関係条文の整備を行おうとするもの。

### ～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

### ～質疑～

**問：今までの住民基本台帳カードの取扱いはどのようになるのか。**

答：平成 28 年 1 月以降、今までの住民基本台帳カードは個人番号カードとみなされることとなる。それぞれの住民基本台帳カードの有効期限までは、今までどおり使えるが、有効期限が過ぎると使用できなくなる。

## 議案第 84 号 平成 27 年度総社市一般会計補正予算（第 4 号）

### ～内容～

商店街旧堀和平邸<sup>ほりわへい</sup>の屋根を修繕するための経費、庁舎維持管理に要する修繕料の増額、また、ふるさと納税「そうじゃの新米」企画終了に伴い不要となる経費の減額が主なもの。

### ～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

### ～質疑～

**問：財産管理費 800 万円の修繕料補正額の内訳はどうか。**

答：商店街堀和平邸の屋根の修繕等に 300 万円、残りの 500 万円が庁舎管理の修繕である。500 万円のうち、本庁舎西側階段の 2 階から 3 階に上がる箇所の壁面修繕に 200 万円程度、ほかには各フロアの給湯室の修繕や、地下食堂があった場所を作業スペースにしようとする経費である。

**問：平成 27 年度のふるさと納税「そうじゃの新米」企画の申込状況はどうだったか。**

答：申込みは 1 万 2,628 俵分であった。当初、1 俵当たり 2 万 4,000 円の経費で、2 万俵の申込みを見込んでいたので、不用額となった 2 億円の報償費を減額するものである。

**問：ふるさと納税に係る債務負担行為の考えはどうか。**

答：平成 28 年度ふるさと納税の新米企画の受付を、前倒しで平成 28 年 1 月から実施するものである。また、平成 28 年度の新米ができる平成 28 年 4 月から 9 月までも米の需要があると考え、受付後、平成 28 年 4 月以降に平成 27 年産の米を発送したいと思っている。その分が約 1,000 俵程度で、平成 28 年産の新米分と合わせて総額 4 億 8,000 万円を上限とする債務負担行為を設定しようとするものである。

## **請願第 1 号 国民を外国の戦争に駆り立てる安保法制の推進をただちに中止し、日本国憲法に基づいて武力によらない外交を推し進めるよう政府に求める請願**

### **～請願内容～**

国民を外国の戦争に駆り立てる安保法制の推進をただちに中止し、日本国憲法に基づいて武力によらない外交を推し進めるよう政府に求めることを請願するもの。

### **～結果～**

「既に国で法案が可決され、願意が達せられなかった」との意見があり、起立採決の結果、起立多数により**不採択**とすべきであると決定。